

学校防災計画

(震災編)

荒川区立第一中学校

令和8年4月改訂

目 次

はじめに	3
I 事前の危機管理（備える）	4
1 組織体制	4
2 広域避難場所	5
3 震災時における学校の対応の概要	5
（1）生徒在校時	5
（2）夜間・休日等の参集体制	6
（3）校長不在時の指示系統	7
4 教職員や保護者との緊急連絡体制	7
（1）教職員	7
（2）保護者	7
5 生徒の保護者への引渡しについて	7
生徒理解・保護者引渡しのための資料	9
6 安全点検	10
（1）点検の種類	10
（2）定期の安全点検項目	10
7 避難訓練年間計画	11
II 発災時の危機管理（命を守る）	12
1 震災が発生した場合の対応の流れ	12
（1）逃げ遅れている生徒の救出及び施設の安全確認	12
（2）速報の入手	12
（3）情報の伝達及び施設内避難指示	12
（4）近隣の被害状況・生徒情報収集	12
（5）情報発信	12
（6）生徒の保護者への引渡し	12
（7）避難所運営支援	13
（8）搬出活動	13
2 教育活動の続行、下校方法、保護者への引渡しの判断	13
3 地震発生時の避難行動と教職員の対応	13
（1）校舎内	13
（2）校庭等へ避難する際	14
（3）登下校時に発災した場合	16
（4）校外活動中に発災した際	17
（5）広域避難場所（荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯）へ避難する際	17
4 地震発生時の生徒への安全指導の例	18
（1）授業中＜普通教室＞	18

(2) 授業中<特別教室>	19
(3) 授業中<体育館・プール・校庭等>	19
(4) 校外活動中	20
5 「南海トラフ地震に関連する情報」に対する対応	20
(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」について	20
(2) 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合	20
(3) 荒川区教育委員会から「全校一斉臨時休業」の指示があった場合	21
III 事後の危機管理(立て直す)	22
1 学校における保護者への引渡し	22
(1) 全校生徒が在籍して各教室で引き渡す場合	22
(2) 放課後・休日等、特定の生徒だけが在籍して体育館で引き渡す場合	25
2 避難所運営支援	29
(1) 避難所開設までの流れ	29
(2) 一次避難所の運営の支援	29
(3) 避難所運営の役割分担と本校既存の班編制の整合	29
(4) 避難所開設時の初期対応	30
学校通信票災対本部報告書	32
(5) 生徒の安全確保から避難所開設支援の初期対応までの流れ	33
(6) 校舎平面図及び避難者入所時の配置図	35
(7) 備蓄品一覧	36
(8) 近隣の備蓄倉庫	36
(9) 二次避難所	36
3 教育活動の再開に向けた取組	36
(1) 生徒の安否確認	36
(2) 教職員の安否確認	37
(3) 施設・設備等の状況確認	37
(4) 教育委員会との連携	37
(5) 状況集約	38
(6) 仮登校(家庭訪問)開始	38
(7) 教育活動再開	38

はじめに

荒川区立第一中学校は「学校保健安全法」「荒川区地域防災計画」「荒川区立学校防災マニュアル指針（令和7年4月改定）」「学校危機管理マニュアル（東京都教育委員会）」に基づき、学校の防災（震災）に関する計画「学校防災計画（震災編）」を策定することにより、生徒のかけがえのない命を守ることはもちろんのこと、登下校時の安全確保や災害後の円滑な教育活動の再開を図る。また、学校が地域の防災組織と一体となって、発災・被災後の対応として、被災者の生活の場となる避難所運営の支援が行えるようにするための取り組みを進める。

なお、学校防災計画は、

- I 事前の危機管理（備える）
- II 発生時の危機管理（命を守る）
- III 事後の危機管理（立て直す）

の3段階の危機管理に対応して作成する。

段階	項目
I 事前の危機管理（備える）	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の組織体制を組んでおく。 ○荒川一中の広域避難場所はどこかを把握しておく。 ○震災時における学校の対応の方針を、荒川区で観測される震度を基準に定めておく ○休日・夜間に発災した際の、教職員の参集する基準を定めておく。 ○教職員や保護者との緊急連絡体制を組んでおく。 ○生徒の保護者への引渡しに関する基準と保護者から提出してもらう書類について定めておく。 ○安全点検の在り方と項目を定めておく。 ○避難訓練等の計画を作成しておく。
II 発生時の危機管理（命を守る）	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時の校内組織ごとの役割分担と大まかな対応の流れを定めておく。 ○発災時に想定される校内外の状況や、生徒の避難行動と教職員の対応について、場所・状況別に定めておく。 ○施設自体が危険にさらされているときの、広域避難所への避難方法について定めておく。 ○発災時の生徒の第一次行動の際の、教職員の生徒に対する安全指導の例をまとめておく。 ○「南海トラフ地震に関連する情報」に対する対応を定めておく。
III 事後の危機管理（立て直す）	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の保護者への引渡しをする際の校内体制と引渡し手順について定めておく。 ○避難所を開設する際の準備として、教職員の組織及び役割等を定めておく。 ○教育活動再開に向けた取組を定めておく。

I 事前の危機管理（備える）

1 組織体制

部	平常時	震災時
学校災害対策本部 (企画委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校対策本部設置訓練 ○校内外の情報処理系統の確立 ○関係機関との情報授受・処理態勢整備 ○指示系統の整備と点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○部員は校長室に集合し、本部設置 ○校内外状況の迅速な把握 ○関係機関との情報交換・処理 ○指示系統の確認、迅速・正確な伝達

班	平常時	震災時
情報・連絡班 ○加藤・倉田・尾崎・横澤・大國・佐藤愛 (6名)	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時の生徒・職員の安否や受傷・心理状態の把握、関係連絡先に関する行動マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒・教職員の安否情報、施設内外の破損個所情報等、各班からの情報収集 ○災害に関する情報の収集・発信 ○スクリレ・HP担当 ○関係機関との連絡及び情報収集 ○記録、報告書の作成 ○保護者引渡し時の電話・MCA無線対応
施設・初期消火班 ○村田・千澤・柏木・廣田・北口・萬・矢島・中陳・森慶彦・名嘉 (10名)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の安全確保としての、消火器の設置状況、危険個所の把握 ○初期消火活動体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次避難後の施設内に取り残されている生徒の救出 ○発災直後の施設内の点検及び初期消火、施設内再入場可否の判断 ○施設内破損個所の点検リストへの記入 ○「情報・連絡班」への情報提供 ○保護者引渡し時の「生徒対応班」への応援
救護班 ○進藤・海老澤・佐藤幸・矢作・鎌田・屋敷・高沼・飯島・萬年・江口 (10名)	<ul style="list-style-type: none"> ○薬品・器具の整備及び点検 ○搬送資器材の整備 ○応急手当技法の習得 ○搬送先医療機関の特定と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○けが人への応急救護 ○「施設・初期消火班」から「情報・連絡班」への報告内容を基にした迅速な出動 ○医療機関の被害状況の把握 ○保護者引渡し時の「生徒対応班」への応援
生徒対応班 ○荻野・三木・東出・石川・中田・佐藤敏・井上・中市・松坂・森晴美・廣瀬 (11名)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・避難訓練を想定・状況に基づいて見直し ○点呼活動・整列指導方法の整備 ○保護者引渡し方法の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次避難後の点呼集約結果を本部・「情報・連絡班」への報告 ○「施設・初期消火班」から「情報・連絡班」への報告内容を基にした避難生徒への指示 ○生徒の動揺・不安の緩和 ○確実な保護者への引渡し
持出品搬出班 ○井坂・長谷川・坂入・平山・河上・森田・田中・中村 (8名)	<ul style="list-style-type: none"> ○重要書類の焼失、散逸防止と安全持出の方途策定及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○重要書類等の保護・持出・管理 ○保護者引渡し時の「情報・連絡班」の電話・MCA無線対応への応援

2 広域避難場所

学校施設の被害が激しかったり、地震による火災が発生したりし、一次避難所としての機能を有しないと判断した場合は、荒川区地域防災計画に従い、広域避難場所に指定されている「荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯」に避難する。

なお、この避難行動は、本校への爆破予告がされた場合など、本校にいること自体が危険な場合にも適用する。

3 震災時における学校の対応の方針

荒川区では、荒川区で観測された震度を基準としている。そこで、学校においては、「生徒在校時」と「夜間・休日」に分け、それぞれ「荒川区で観測された震度」を基準に対応の方針を定めるとともに、校長不在時の指示系統について明確にした。

(1) 生徒在校時

荒川区で観測された震度	管理職 一部、情報・連絡班	教職員	生徒の動き
震度4	○必要に応じて関係機関へ状況を報告する。	○発災瞬間の生徒への指示 ○管理職からの指示による生徒の避難誘導、点呼 【施設・初期消火班】 ・取り残された生徒の救出 ・施設内・近隣の状況確認 ・初期消火 【情報・連絡班】 ・施設・初期消火班からの情報収集 ・地震に関する情報収集と管理職への報告 ・交通機関運行状況の確認	○（教員の指示に従い）最初の避難行動をとる。 ○非難の指示があった場合は、教員の誘導で第一次避難場所に避難する。 ○安全確認後、通常授業
震度5弱	○震度4対応までは同様 ○震度5弱以下の余震が続く場合、気象庁から、今後も予断を許さない等の見解が示された場合は、学校災害対策本部を設置する。	○震度4対応までは同様 ○学校対策本部が設置された場合は、放課後の活動は取りやめ、地区別集団引率下校とする。 【情報・連絡班】 ・対応内容をスクリレ・HPで発信 ○別途、地区別集団引率下校マニュアルにより、生徒を引率する。	○震度4対応までは同様 ○学校対策本部が設置された場合は、教員の指示に従って地区別集団引率下校
震度5強以上 （施設内の安全が確認されていることを想定し	○学校災害対策本部を設置する。 ○教育活動すべてを	○震度4対応までは同様	○震度4対応の通常授業前までは同様

<p>ているが、施設内が危険な場合は校庭か荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯で引渡しを行う)</p>	<p>打ち切り。保護者引渡しの指示を出す。</p> <p>○関係機関へ施設・近隣の被害状況と、本校の今後の対応方針を連絡する。</p> <p>○全校生徒に、学校再開の連絡があるまでは、学校は臨時休業になることを伝える。</p>	<p>○22ページ以降の「1 学校における保護者への引渡し」に移行する。</p>	<p>○施設内が安全な場合は各教室で、今後の引渡し計画に関する指示を聞く。</p>
---	---	--	---

(2) 夜間・休日等の参集体制

荒川区で観測された震度	管理職	教職員	参集後の業務
震度4	<p>○教職員や区民からの情報で、対応が必要と判断した場合は学校に参集し必要な対応をとる。</p>		
震度5弱	<p>○震度4対応と同じだが、必要な対応をとる場合は、学校災害対策本部を設置する。</p> <p>○学校対策本部を設置した場合は、その旨を全教職員に通知する。</p>	<p>○学校災害対策本部が設置された場合は担当の教職員は参集する。</p> <p>○学校対策本部が設置された場合は、徒歩・自転車等で30分以内の教職員は参集する。</p>	<p>○本部が必要とする対応に従事する。</p>
震度5強以上	<p>○学校災害対策本部を設置する。</p> <p>○生徒・教職員の安否、施設・近隣の被害状況について関係機関に連絡する。</p>	<p>○荒川区が震度5強の地震を観測したという情報を速やかに入手し、全員学校に参集する。</p> <p>○参集する際、それぞれの交通経路上の被害状況を見てくる。</p>	<p>○学校参集の区役所職員と連携して従事する。</p> <p>○災害・施設内・近隣・交通機関運行状況などの情報収集</p> <p>○スクリレによるアンケート、電話連絡、HP上における保護者への依頼などにより、生徒の安否・所在を確認する。</p> <p>○避難所運営がされてい</p>

			た場合は支援活動を行う。
--	--	--	--------------

(3) 校長不在時の指示系統

基本的には校長が学校災害対策本部の長として指示をすることになるが、校長が出張中もしくは被災者となった場合について、職務代理者を以下の順で役職により定めておく。

副校長⇒教務主任⇒生活指導主任⇒進路指導主任

4 教職員や保護者との緊急連絡体制

(1) 教職員

緊急連絡網は年度当初に別途定めて、教職員に周知しておく。

また、休日・夜間の管理職から教職員全体への連絡事項はスクリレにて行う。

なお、参集指示があるにもかかわらず参集できない場合で、通信状況が悪くなっている状況のときは、災害伝言ダイヤル171、各携帯電話会社の災害伝言版を活用し、各自の安否・所在等について学校災害対策本部に連絡する。

(2) 保護者

平時の保護者と学校の連絡手段として、スクリレが確立していることから、第一にスクリレにて一斉連絡や個別連絡をすることとする。また、学校ホームページにおいても情報を発信することにより、地域・災対教育部・関係機関に学校の動きを把握してもらうこととする。

5 生徒の保護者への引渡しについて

中学生は、家族の一員として一定の役割を果たせるようになり、家庭によっては災害時に家庭にいてもらうことにより頼りになる存在ではあるかもしれない。しかし、保護が必要な未成年である以上、学校としては安全確保を第一に考えなければならない。

荒川区では、荒川区が観測した震度が5強以上の場合は、生徒を保護者へ引き渡すこととなっている。

よって、年度の最初に、「生徒理解・保護者引渡しのための資料」として、過去の「生徒理解カード」「生徒防災カード」の内容を一体化したカードを、保護者に記載して提出してもらう。そして、生徒の保護者引渡しの際は、そのカードをもとに、確実に保護者に引き渡す。

なお、荒川区立学校園間は、非常時でもMCA無線により連絡が取れることから、姉妹・兄弟関係の情報についても収集しておくことにより、保護者から荒川区立学校園に在籍している姉妹・兄弟の状況の問い合わせに対応したり、保護者からの学校への連絡内容を姉妹・兄弟が在籍している荒川区立学校園と共有したりすることができる。

保護者がカードに記載する必要事項は以下のとおりであり、令和7年度からは次ページの様式を使用する。

○生徒に関すること

生徒名、現住所、生年月日、電話番号、健康面

○保護者に関すること

保護者名、続柄、緊急連絡先

○姉妹・兄弟

- 本校に在籍している姉妹・兄弟を含め、荒川区立保育園・幼稚園・こども園、小学校に在籍している姉妹・兄弟の氏名・学年（○年及び○歳児等）・学級（○組及びぞう組等）
- 保護者以外の緊急時引き取り者が引き取りに来る可能性がある場合
- 氏名、当該生徒との続柄、住所、電話番号
- 裏面に自宅から第一中学校までの略図



生徒理解・保護者引渡しのための資料

年 組 番

年 月 日現在

フリガナ		性別	生年月日		
生徒名			平成	年	月 日生
現住所		自宅電話			
フリガナ		生徒との関係	緊急連絡先 【続柄】		
保護者名			() 【 】		
			() 【 】		
健康面で学校に知らせておきたいこと					
家族	氏名	生徒との関係	兄弟の 荒川区立学校名	年 組 (歳児)	保護者の方からの希望・願い
保護者以外の緊急時引渡し者	フリガナ		生徒との関係	住所 連絡先	()
	氏名				
	フリガナ		生徒との関係	住所 連絡先	()
	氏名				
	フリガナ		生徒との関係	住所 連絡先	()
	氏名				
<p>(学校から家までの略図)</p> <p>※裏面の地図の範囲外にお住まいの方は、こちらに略図を記入していただき、範囲内の場合 は、裏面の地図にご記入ください。</p>					

6 安全点検

(1) 点検の種類

安全点検の種類	時間・方法	対象
定期の安全点検	毎学期1回以上、教職員全員で実施する	生徒が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備、薬品の保管などについて
臨時の安全点検	運動会・学習発表会などの学校行事の前後、暴風雨、地震、近隣火災などの災害時、近隣で危害を受ける恐れのある犯罪発生時	必要に応じて点検項目を設定
日常の安全点検	毎授業日ごと	生徒が活動する頻度が高いと思われる箇所について

(2) 定期の安全点検項目

安全点検チェックリスト			
A：異常は見られない、または対策済み B：異常かどうか判断がつかない C：明らかな異常がみられる	記入者名		
	点検日		
	点検箇所		
点検項目		点検結果	特記事項
天井			
天井	天井材に破損等の異常は見当たらないか	A B C	
照明器具			
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか		
窓・ガラス			
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか		
窓ガラス周辺	衝突の可能性のあるものを周辺に置いていないか		
建具	変形（たわみ）、腐食、がたつきは見当たらないか		
クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか		
外壁（外装材）			
外壁	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか		
内壁（内装材）			
内壁	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか		
設備機器			
放送機器	取付金具に腐食、破損等は見当たらないか		
体育器具	本体の傾きや取付金具の腐食・破損等は見当たらないか		
空調室内機	取付金具の一部が取れていたり、傾いたりしていないか		
空調室外機			
テレビなど			
テレビ	移動・転倒防止対策を講じているか		
パソコン	パソコン及び周辺機器の転倒・落下防止対策を講じているか		
収納棚			
書籍・ロッカー	取付金具等で壁や床に固定しているか		
棚の積載物	書棚等の上に重量物を置いていないか		
薬品庫	移動・転倒防止対策を講じているか		
薬品庫の収納物	容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか 毒薬・劇物・アルカリ・有機物は下段に保管してあるか 強酸性物質と還元制物質は分離保管されているか		
ピアノなど			
ピアノ	滑り、転倒・落下防止対策を講じているか		
大型楽器			

7 避難訓練年間計画

月	日	曜	内容	想定	備考
4	9	木	近隣火災、避難経路の確認	火災	
5	8	金	火災時の避難の仕方、ヘルメットの迅速な着用	火災	
6	9	火	地震時の避難の仕方、迅速な避難	地震	
7	6	月	火災時の避難の仕方、「お・か・し・も」の実践	火災	
9	1	月	総合防災訓練、保護者引渡し訓練	地震	
10	28	水	不審者対応訓練	不審者	荒川警察署と連携
11	10	火	地震時の避難の仕方、「落ちてこない・倒れてこない・動いてこない」	地震	休み時間発生
12	23	水	火災時の避難の仕方、逃げ遅れ生徒の確認	火災	
1	19	火	地震時の避難の仕方、校舎破損個所の点検	地震	
2	16	火	火災時の避難の仕方、煙ハウス体験（1年）	火災	荒川消防署と連携
3	11	木	地震時の避難の仕方、屋上避難訓練	風水害	津波・堤防決壊

※年度当初の計画案であり、社会事情・生徒の実態に応じて柔軟に変更する。

Ⅱ 発災時の危機管理（命を守る）

1 震災が発生した場合の対応の流れ

教職員は、学校防災計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生したその瞬間は、目の前にある緊急事態への対応を最優先するなど、時と場に応じた行動をとり、生徒の安全確保に万全を期する。地震の場合、最初の揺れが収まって、校庭等に生徒を避難させたうえで、その後、以下の流れを基本として対応していく。

(1) 逃げ遅れている生徒の救出及び施設の安全確認

「施設・初期消火班」は施設内に入って、逃げ遅れている生徒の有無、火災の発生の有無、施設の破損状況を調べる。

もし逃げ遅れていて負傷している生徒がいた場合は、すぐに「情報・連絡班」に報告し、「救護班」は救護活動に当たる。

また、火災が発生していた場合は、すぐに初期消火に当たり鎮火を確認する。

施設内に生徒を入れても大丈夫な状況が確認できた場合は、「情報・連絡班」にその旨を連絡する。

(2) 速報の入手

「情報・連絡班」の一人は校舎内に入って、テレビ・インターネット等により以下の情報を入手し、「生徒対応班」へ、メモにして伝達する。

①震源地 ②震源の深さ ③地震の大きさ ④各地の震度 ⑤注意報・警報

ここで、荒川区が観測した震度が5強だった場合は、生徒の保護者引渡しの対応に移行する。また、荒川区が観測した震度が5弱でも、気象庁からの注意喚起等の内容により地区別集団引率下校となることもある。

(3) 情報の伝達及び施設内避難指示

「生徒対応班」は「情報・連絡班」から渡されたメモにより、地震に関するその時点での正しい情報を生徒に伝達するとともに、荒川区が観測した震度が5強・5弱だった場合は、今後想定される流れを説明し、施設内で待機することを指示する。なお、待機場所は原則各教室とするが、施設内の被害状況や生徒の精神状態により、「生徒対応班」と「情報・連絡班」の協議により決定する。

もし、施設内の被害が激しかったり、地震による出火が発生したりしているなど、施設内に入らず、広域避難場所「荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯」への避難を決定した場合は、次ページ「(8) 搬出活動」及び16ページの「(5) 広域避難場所（荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯）へ避難する際」の対応となる。

(4) 近隣の被害状況・生徒情報収集

震度5強など、揺れが激しかった場合、「施設・初期消火班」は近隣を視察し、建物の崩壊や火災の発生状況を、「救護班」は近隣の医療機関の被害状況を、「生徒対応班」は生徒たちの身体的・精神的に受けた被害の状況を調査し、「情報・連絡班」に報告する。

(5) 情報発信

震度5強など、揺れが激しかった場合、「情報・連絡班」はスクリレ・HPにより、本校及び近隣の被害状況及び生徒の安否、考えられる今後の流れについて簡潔に発信する。

(6) 生徒の保護者への引渡し

荒川区で観測された震度が5強だった場合、学校から「生徒の保護者への引渡し」連絡をして、保護者もしくは事前に保護者から指定のあった「保護者以外の緊急時引き取り者」が生徒を引き取りに来た際は、22ページの「1 学校における保護者への引渡し」に従って、確実に保護者もしくは保護者以外の緊急時引き取り者に引き渡す（「生徒対応班」「施設・初期消火班」「救護班」が対応する。）。

(7) 避難所運営支援

生徒を保護者に引き渡している段階で、区対策本部からの指示により、本校が避難所として開設することとなった場合は、29ページの「2 避難所運営支援」に定めてあるとおり、保護者への引渡しを優先し、一学年一教室に収まる程度まで縮小された段階から、避難所開設支援の初期対応を行っていく。

(8) 搬出活動

広域避難所「荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯」への避難を開始すると決定した場合は、「持出品搬出班」は「施設・初期消火班」の誘導により施設内に入り、重要書類等を持ち出してくる。

最も重要なのは生徒名簿であり、「生徒理解・保護者引渡しのための資料」のほかに、点呼をとる機会が多くなることから出席簿等があることが大変有効である。学級ごとの名簿を取り出す時間がない場合は、教員間で事務処理上使用している学年名簿でも構わない。

ただし、施設内に入ること自体が不可能な場合は、本部長の権限で重要書類等の持出しは断念する。

2 教育活動の続行、下校方法、保護者への引渡しの判断（5・6ページの内容を再掲）

荒川区で観測された震度を基準に判断する。

荒川区で観測された震度	教育活動・下校方法・保護者への引き渡し
震度4	○通常通りの教育活動及び下校
震度5弱	○震度5弱以下の余震が続く場合、あるいは気象庁から今後も予断を許さない等の見解が示された場合は、集団地区別に引率して下校 ○上記のような心配がない場合は、通常通りの教育活動及び下校
震度5強	○保護者への引渡し

3 地震発生時の避難行動と教職員の対応

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所を見付けて身を寄せる

(1) 校舎内

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
○突然震度5強以上の地震が発生し大きく揺れる（緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では揺れに間に合わない場合がある） ・地震による揺れが強いため、	○的確な指示で安心させる声掛けをする。	○「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所で身を守る。

<p>立つことも歩くこともできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この強い揺れは十秒から数十秒続く。 ・蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。 <p>○生徒の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こり、周囲の生徒にも恐怖感が及んでいく。 ・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。 ・恐怖のため、動けなくなる。 	<p><u><教室></u></p> <p>「机の下にもぐれ！」 「机の脚を持って！」 「頭を守れ！」 「大丈夫、あわてるな！」</p> <p><u><体育館、校庭、廊下・階段・玄関等></u></p> <p>「しゃがめ！」 「腹ばいになれ！」 「頭を守れ！」 「手すりを持って！」 「外に出るな！」 「窓から離れろ！」 「大丈夫、あわてるな！」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐり、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。 ・近くにある物で頭を守る。 ・その場で頭を保護してしゃがむ。 ・階段の場合は腹ばいになったり手すりにつかまったりして転落しないようにする。 ・玄関の場合はあわてて外に出ない。 ・緊急地震速報システムが作動した場合は、わずか数秒でできることをやる。 <p>※教職員がいない場合でも、適切な行動がとれるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p>
---	--	---

(2) 校庭等へ避難する際

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
<p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラスの破片が飛び散っていたり、転倒物・落下物が転がっていたりする。 <p>○生徒の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まっても、まだ揺れているのではないかなどの強い不安がある。 ・一瞬に変わり果てた学校の様子を見て、再び恐怖に襲われる。 ・泣いている生徒、叫び続けている生徒がいて、周りの生徒 	<p>○二次被害を防ぐための行動を迅速に行う。</p> <p>○落ち着いた声で、一つ一つの確で端的な指示をする。</p> <p><u><教室></u></p> <p>○教職員がするか、生徒に指示をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火を消す。 ・コンセントを抜いたりガスの元栓を閉めたりする。 <p>○負傷者の有無を確認する。</p> <p>○負傷者がいた場合は応急手当をする。</p> <p>○ドアや窓付近の落下物等危</p>	<p>○その場にいる教職員、もしくは主要震動終了後に駆けつける教職員の指示に従う。</p> <p>○上履きのまま、防災ヘルメット等で頭を保護し、校庭への</p>

<p>の不安も助長される。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片が飛び散っていたり、転倒物・落下物が転がっていたりし、危険な状態である。場所によっては、生徒に通行させられない箇所もある。</p>	<p>險物を退け、脱出口を確保する。</p> <p>○防災ヘルメットで頭を保護するよう指示する。</p> <p>○自力で避難できない生徒の支援をする。</p> <p>○校庭に避難する。</p> <p><体育館、校庭、廊下・階段・玄関等></p> <p>○授業中で教職員がいる場合は上記と同様の対応をとる。</p> <p>○休み時間の場合は、担任は学年の階、副担任は廊下・階段等に分担して直行し、上記と同様の対応をとる。</p> <p>○放課後の場合は、部の顧問は活動場所の生徒を、それ以外の教員は廊下・階段等に分担して直行し、上記と同様の対応をとる。</p> <p><避難行動時のルール></p> <p>○負傷者、心身に障がいのある生徒の保護優先</p> <p>○火災場所近く、上層階の生徒の避難優先</p> <p>○授業中以外の時は、「施設・初期消火班」は、なるべく生徒の最後尾で校庭へ避難</p> <p>○各班の役割に沿った対応</p> <p>○特に「施設・初期消火班」による施設内の点検、その後の近隣の状況の点検、「救護班」による近隣の医療機関の状</p>	<p>避難に備える。</p> <p>○自力で避難できない友達にも気を配る。</p> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お」：押すな ・「か」：かけるな ・「し」：しゃべるな ・「も」：戻るな <p>○点呼を受ける。</p> <p>※教職員がいない場合でも、適切な行動がとれるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p>
---	---	---

	況把握	
--	-----	--

(3) 登下校時に発災した場合

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
<p>○突然震度5強以上の地震が発生し大きく揺れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立つことも歩くこともできない。 ・それぞれの建造物の揺れが目で見分かつるとともに、塀や電柱が倒れ、屋根のかわらやガラスの破片が落ちてくる。 ・この強い揺れは十秒から数十秒続く。 <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラスの破片が飛び散っていたり、塀が倒れていたたり、瓦が落ちていたりする。 ・家屋が倒壊しており、いつも見ている景色とは全く異なる。 ・負傷者が倒れていたたりする。 <p>○大きな揺れと変わり果てた景色で生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○校内にいる生徒に対しては、休み時間、部活動時と同様の対応をとる。</p> <p>○出勤途中の場合は、学校に出勤後、途中で知り得た交通機関や被害の情報を「情報・連絡班」に報告する。</p> <p>○学校に集まった生徒の点呼をとる。</p> <p>○登下校中から学校に集まった生徒から、途中で知り得た情報を聞き取り、「情報・連絡班」に報告する。</p> <p>○学校にいない生徒の安否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリレ ・電話 ・家庭訪問 ・HPで学校への連絡依頼 <p>○「情報・連絡班」は学校に避難してきている生徒がいること、また教職員・生徒から聞き取った学校周辺の様子をスクリレ・HPで情報発信する。</p>	<p>○「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所を見つけて身を寄せる。</p> <p>○大きな揺れが収まったら、学校、自宅のいずれか近い方に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・倒れかかっている塀の横を通らない。 ・傾いている家屋のそばを通らない。 <p>○自分が負傷した場合、大きな声を出して助けを求める。</p> <p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p>

(4) 校外活動中に発災した際

- 発災直後の生徒各自の行動は同じ。
- 揺れが収まったら、実地踏査で確認した一時集合場所、避難所に避難する。
- 宿泊施設で発災した場合は、施設の管理者の指示に従う。
- 教職員は、生徒の安全確保ができ次第、学校に現状報告を行う。
- 宿泊を伴わない校外活動で、身動きが取れない状況に陥った場合は、宿泊等の対策を講じ、その旨を学校に連絡する。連絡を受けた学校では、荒川区における地震発生の有無にかかわらず、校外活動中の生徒の状況等を、電話連絡・スクリレ・HPで保護者へ速やかに連絡する。
- 荒川区の被害も大きい場合は、荒川区の被害状況・校外学習場所の被害状況それぞれを十分に把握したうえで、帰校の時期・手段等について協議のうえ決定し、決定事項については「情報・連絡班」がスクリレ・HPで保護者に連絡する。

(5) 広域避難場所（荒川自然公園一帯もしくは都立荒川工科高校一帯）へ避難する際

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
<p>○校舎の破損が激しかったり、火災等の二次災害を受けたりして学校が危険にさらされている。</p>	<p>○避難（移動）の際の注意事項を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、地震に対する恐怖心からパニックに陥ったりしないようにするため、教職員の指示に従うことを徹底する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。 <p>○歩行困難な状況に陥っている生徒の実情に合わせて教職員が補助するか、生徒の中で介添者を決め、生徒同士の助け合いにより避難できるように指導する。</p> <p>○責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体（校長）、学年（学年主任）、学級（学級担任） <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長、学級集団の最後尾は学級担任とし、校長は学校集団の最後尾につく。 	<p>○校庭などの集合場所において指導を受ける。</p> <p>○共助の精神で、みんなでかばい助け合う。</p>

<p>○普段見ていた景色と全く異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷した人などがいる。 ・家屋の倒壊や火災、切れた電線が垂れ下がっている。 ・道路は陥没、自動車火災などにより、いたるところで通行止めや大渋滞が起きている。 ・幹線道路にかかっている歩道橋が落下していることもある。 <p>○移動中にも大きな余震がある。</p>	<p>○広域避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域等に知らせるため、校門などに避難先を掲示する。 ・避難誘導する前に、生徒の人員を点呼し全教職員に周知する。 ・広域避難場所に到着した段階で再度点呼する。 	<p>○頭部を保護しながら行動する。</p> <p>○避難途中に負傷した人などがいたら、みんなでかばい、助け合う。</p> <p>○広域避難場所に到着したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列し点呼を受ける。 ・腰を下ろして、低い姿勢で待機する。 ・次の指示を待つ。
--	--	---

4 地震発生時の生徒への安全指導の例

(1) 授業中＜普通教室＞

<p>発生時の第一行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○騒がないこと。 ○慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○窓や窓際から離れること。 ○机等の下にもぐること。 ○防災ヘルメットやかばん、厚めの冊子等で頭部を守ること。 ○火は、消火できる場合は素早く処理するが、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
<p>避難行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指示があつてから避難を開始すること。 ○静かに迅速に整列すること。 ○4つの約束を守り、素早く行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・押すな ・かけるな ・しゃべるな ・戻るな ○決められた場所に整列して集合すること。
<p>教職員の指示と行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような行動をするのか大声で明確に指示する。 ○机が揺れによって移動するので、机の下にもぐらせ机の脚をしっかりと持たせる。 ○指示例 <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫、この校舎は崩れない」 ・「静かにして落ち着け」 ・「外に出るな」 ・「机の下にもぐれ」 ・「ヘルメットで頭を守れ」 ・「机の脚を両手でしっかり持て」 ・「頭を下げてじっとしている」 ・「揺れが収まるまで頭を出すな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け。」 ・「そのままじっとがまんしろ」 ○窓際から離れさせ、頭部を反対方向に向けさせる。 ○揺れが収まったら、出入口を確保する。 ○生徒が突発的に外に飛び出すことのないように十分に注意する（熊本地震のとき、何人も大人がオフィス街でビルから外に飛び出していく映像が流された）。

(2) 授業中<特別教室>

教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none">○普通教室と基本的に同じであるが、机の形、広さ、器具等の設置や使用等の状況に応じて、迅速に安全確保の指示ができるように日頃から心構えをしておく。・実験や実習などで火気を使用している場合、なるべく早く消火させる(する)。・実験や実習などで機械、道具や器具を使用している場合、なるべく早く作動を停止させたり、使用を中止させたりする。○使用している可動器具などが、大きな揺れで移動することを想定する。○生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の掌握に努める。
-----------	---

(3) 授業中<体育館・プール・校庭等>

教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none">○普通教室と基本的に同じであるが、活発な行動をしていることが多かったり、空間が広がったりする特徴があることから、瞬時に生徒全員を教員の身近に集合させ、教員に注目させる必要があることを日頃から心構えをしておく。・大声で指示の徹底を図る。・パニックになったことにより、騒いだり、走り回ったりさせない。・避難行動させる場合は、広い空間から狭い空間に移動することになるので、出入口などで押し合ったりすることのないよう、順序を明確に指示する。・使用している可動器具などが、大きな揺れで移動することを想定する。・プールに入水中は、ただちに水中から上げる。生徒は裸足であることを常に念頭に置く。・プールの水が大きく揺れてあふれたりするが、想定範囲内であり、そのこと自体に対して恐れる必要はないことを指示する。 「水があふれて当然だ」「水をかぶっても大丈夫だ」○最初の避難行動だけがをする生徒が出てくることを想定する。○見学生徒なども含めて、人員の掌握に努める。
-----------	---

(4) 校外活動中

教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れ、地面の液状化に注意し、広い場所に移動し、生徒の心の動揺を抑える。 「ここなら安全だ」「ここから動くな」 ○海岸や川の河口付近にいる場合は津波の恐れがあるため、事前に調査している高台など、安全な場所に避難する。 ○山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、事前に調査している安全な場所に避難する。 ○許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○人員の掌握に努め、移動するごとに点呼をとる。 ○携帯ラジオ、ワンセグ、防災アプリ、ウェブなどで正確な情報収集に努める。 ○学校（東京都荒川区）が被災しているかどうかは、今後の行動を決定する際の重要な要件になるので速やかに把握する。 ○安全な場所に避難した段階で学校に第一報を入れるとともに、その後コースを変更したり、帰校予定時刻の目途が立ったり、渋滞により大幅に遅れたりした場合など、随時学校に連絡を入れる。 ○現地の被災が激しく、帰校困難な場合は、現地の自治体や警察・消防の指示に従うとともに宿泊等の対策を講じ、学校に連絡する。
-----------	--

5 「南海トラフ地震に関連する情報」に対する対応

平成29年11月以降、気象庁は、これまでの東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととし、政府による新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。

このことにより、かつての東海地震「警戒宣言」発表による、「全校一斉臨時休業・学校災害対策本部の設置」はなくなった代わりに、「南海トラフ地震に関連する情報」による対応が必要となった。

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	【条件①】南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	【条件②】観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
	【条件③】南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

(2) 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合

情報発表条件	対応
【条件①】（調査を開始）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○通常どおり ○情報の収集

	<ul style="list-style-type: none"> ○一次避難所開設に向けて施設の点検等の準備 ○夜間・休日等の場合、教職員の参集は無し
【条件②】（地震発生の可能性が相対的に高まった）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、通常どおり。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保 ○荒川区教育委員会から「全校一斉臨時休業」の指示があった場合は「(3) 荒川区教育委員会から『全校一斉臨時休業』の指示があった場合」の対応をとる。
【条件③】（地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなった）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○【条件②】の警戒体制を解除する。

(3) 荒川区教育委員会から「全校一斉臨時休業」の指示があった場合

① 生徒が在学中の場合の在校生徒への対応

教育委員会が判断した情報の切迫度、地域等の危険度等により、「地区別集団引率下校」もしくは「保護者引渡し」いずれかの判断をし、スクリレ・HPで保護者に連絡をする。

② 生徒が在籍していない場合（夜間・休日・放課後等）の対応

スクリレ・HPにて「翌日の臨時休業」の連絡をする。

③ 校外学習時の対応

○荒川区の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）に関する対応方針を踏まえるとともに、その場の安全性について情報を収集したうえで、その場にとどまるか避難行動をするかを判断する。

○荒川区教育委員会が全校一斉臨時休業の指示があるほど警戒レベルが高い場合で、宿泊を伴わず、都内や隣接県に校外学習で出かけている場合は、原則として即時帰校の措置をとり、帰校後、他の生徒と同様の対応をとる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険もしくは困難と判断される場合、また帰校中に災害に巻き込まれる可能性が高い場合は、現地の官公庁と連絡をとり安全な施設に避難する。その場合は、その旨を学校に報告し、報告を受けた学校は「情報・連絡班」が校外学習に出ている生徒たちの状況について、スクリレ・HPで保護者に連絡をする。

Ⅲ 事後の危機管理（立て直す）

1 学校における保護者への引渡し

全校生徒がいる場合、生徒の保護者への引渡し場所は、各教室で行うことを基本とする。

ただし、施設内に入れず校庭で引き渡す場合は、「各教室で引き渡す場合」の流れを準用する。

また、放課後の特定の生徒だけが活動している場合や、週休日・長期休業中等の部活動中の場合など、在校している生徒が少数の場合は、体育館に集合させて保護者への引渡しを行う。

（1）全校生徒が在校していて各教室で引き渡す場合

流れ	教職員の行動	生徒の行動	保護者等の行動
発災 発災後	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示 ・ 13 ページ以降の「3 地震発生時の避難行動と教職員の対応」を参照 ○「情報・連絡班」は学校・近隣の状況とともに、引渡し場所が各教室であることについてスクリレ・HPにて連絡 ○引渡し場所が教室であることを生徒に指示し、移動させ待機させる。 ○「生徒対応班」は、引渡し場所へ「生徒理解・保護者引渡しのための資料」を持って行き待機する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクリレ・HPで引渡し場所を確認する。
引渡し開始	<ul style="list-style-type: none"> ○「生徒対応班」、応援の「施設・初期消火班」「救護班」で役割分担を行う。 ・ 1、3年生昇降口で保護者に引渡し場所の階を案内する担当 「1年生は4階、2年生は・・・6組は2階です」 ・フロアで各教室を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ○指示された引渡し場所（教室）に移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者もしくは「保護者以外の緊急時引き取り者」が来校。 ○1、3年生昇降口が入口で、2年生昇降口から出る。 ○校舎内の廊下は6組保護者を除いて一方通行。 ○兄弟がいる場合は、下学年（上の階）から引

	<p>する担当</p> <p>「手前から1・2・3組となっています」</p> <p>・「生徒理解・保護者引渡しのための資料」を持っている教員が各教室前で保護者等対応</p> <p>「引き取り者と引き取り生徒のお名前、そして続柄を教えてください」</p> <p>⇒事前に登録された方であることを確認できたら本人を呼んで引き渡す</p> <p>⇒保護者でも面識がない、あるいは顔を覚えていない場合は、「すみません。(まだ)保護者様全員のお顔を覚えていないので、生徒本人に確認させてもらいます」</p> <p>⇒生徒本人に、「お父さんで間違えないですね」と確認して引き渡す</p> <p>⇒「保護者以外の緊急時引き取り者」の場合は、「恐れ入りますが身分証明書はお持ちですか」と本人確認を行う</p> <p>⇒緊急時で、持っていない場合が十分考えられるので、その場合は生徒本人を呼んで、「○○さん、この方のお名前と関係を教えてください」と聞いて、確認</p>	<p>○教員に呼ばれるまで静かに待つ。</p> <p>○「はい」などと回答する。</p> <p>○「○○○○とって私の叔父です」などと回答する。</p>	<p>き取る。</p> <p>○教員に名前や続柄などを尋ねられ回答する。</p> <p>○身分証明書があれば提示する。</p> <p>○身分証明書がない場合は、生徒に確認されるのを待つ。</p>
--	---	--	---

<p>引き渡し終了 もしくは進捗 状況の情報発信</p>	<p>が取れたら引き渡す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の渋滞が発生している学級の生徒を呼ぶ、もしくは渋滞している保護者等へ説明する担当 「お待たせしてすみません。一人一人ご本人様であることを確認しながら引渡しを行っております」 ・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員・補助員・介助員は精神的に動揺している、もしくはパニックに陥っている生徒等への支援を行う。 <p>○通常学級の残留生徒数が、各学年概ね40名を下回ってきたら全員3組に集め、スクリレ・HPで、その旨、保護者に通知するとともに、「生徒対応班」だけの対応に縮小し、その他の「施設・初期消火班」「救護班」は避難所開設支援の初期対応に備える。</p> <p>○全校で残留生徒が概ね40名を下回ったら、6組も含めて全員3-3に集める。</p> <p>○一定の時間が過ぎ残留生徒に限られてきたと思われる段階で、本部長の判断で、残留生徒</p>	<p>○余震の繰り返しで、おびえている生徒がいる。</p> <p>○各学年の3組に移動する。</p> <p>○3-3に移動する。</p>	<p>○間違いがなく確実な引渡しに協力する。</p>
--------------------------------------	---	--	----------------------------

	<p>には備蓄品の食料・水等を与える。そして、残っている生徒を確実に学校で保護していることをスクリレ・HPで保護者に連絡し、引渡しに来られていない保護者に安心してもらう。</p> <p>○生徒全員の保護者等への引渡しが終了した場合はスクリレ・HPで保護者に連絡する。</p>		
--	---	--	--

- ※ 必ずしも担任が引渡しに従事するとは限らず、たとえ保護者の方であっても面識がないことが予想されるので、保護者の方には失礼だが、確実な引渡しのため協力をお願いします。
- ※ 保護者等も慌てて来校することから、必ずしも身分証明書を持参しているとは限らない。
- ※ 中学生という発達段階から、生徒本人が「・・・である」と言ったことを信じて引き渡す。
- ※ 区立学校園の姉妹・兄弟に関する情報で、当該学校園にとって必要と思われる情報は、「情報・連絡班」がMCA無線で連絡する。

(2) 放課後・休日等、特定の生徒だけが在校していて体育館で引き渡す場合

在校している教職員も少数である可能性があり、管理職も不在の場合も考えられ、その場合は在校している教職員で役割分担して保護者への引渡しを行う。

流れ	教職員の行動	生徒の行動	保護者等の行動
発災 発災後	<p>○避難指示</p> <p>・13ページ以降の「3地震発生時の避難行動と教職員の対応」を参照</p> <p>○震度5強以上の地震が観測されているため、全教職員は学校に参集する。</p> <p>○施設内・近隣の状況の点検については、最少人数で対応し、近隣の医療機関の状況はこの後参集してくる教員に任せる。</p>	<p>○避難行動</p>	

<p>引渡し開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「情報・連絡班」もしくは、スクリレ・HPを操作できる教員は学校・近隣の状況とともに、引渡し場所が体育館であることについてスクリレ・HPにて連絡する。 ○引渡し場所が体育館であることを生徒に指示し、移動させ待機させる。 ○「生徒対応班」もしくは顧問等の合同組織を編成し、引渡し場所へ残留している全ての生徒が所属する学級の「生徒理解・保護者引渡しのための資料」を持って行き待機する。 ○「生徒対応班」、応援の「施設・初期消火班」「救護班」、もしくは顧問等の合同組織で役割分担を行う。なお、参集した教職員は、保護者引渡しの業務の応援をする。 ・玄関等に引渡し場所が体育館である旨の立て看板等を設置する ・体育館に入ったところで保護者等の対応をする教員A ・「生徒理解・保護者引渡しのための資料」で生徒を検索する教員B ・生徒を掌握していて生徒に指示を出す教員C ・体育館入口で保護者へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○指示された引渡し場所（体育館）に移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクリレ・HPで引渡し場所を確認する。 ○保護者もしくは「保護者以外の緊急時引き取り者」が来校
--------------	--	--	---

	<p>状況説明する教員D ⇒D：「一人一人対応いたしますのでお並びになってお待ちください」「一人一人確認しながら引渡しを行っています」「職員数が少なく、お時間がかかるかもしれませんがご協力をお願いいたします」などの案内をする ⇒A「引き取り者と引き取り生徒の学年・学級・(部)・お名前と続柄を教えてください」 ⇒B：事前に登録された方であることを確認できたらCに合図する ⇒C：本人に体育館入り口まで行くよう指示をする ⇒A：保護者でも面識がない、あるいは顔を覚えていない場合は、「すみません。(まだ)保護者様全員のお顔を覚えていないので、生徒本人に確認させてもらいます」 ⇒B：Cに合図する ⇒C：本人に体育館入り口まで行くよう指示をする ⇒A：生徒本人に、「お父さんで間違えないですね」と確認して引き渡す ⇒A：「保護者以外の緊急時引き取り者」の場合は、「恐れ入りますが</p>	<p>○教員に呼ばれるまで静かに待つ。</p> <p>○「はい」などと回答する。</p>	<p>○教員に名前や続柄などを尋ねられ回答する。</p> <p>○身分証明書があれば提示する。</p>
--	--	--	---

<p>引き渡し終了もしくは進捗状況の情報発信</p>	<p>身分証明書はお持ちですか」と本人確認を行う ⇒B：緊急時で、持っていない場合はCに合図する ⇒C：本人に体育館入り口まで行くよう指示をする ⇒A：「〇〇さん、この方のお名前と関係を教えてください」と聞いて、確認が取れたら引き渡す。 ・保護者等の渋滞が発生している場合の説明 ⇒D：「お待たせしてすみません。一人一人ご本人様であることを確認しながら引渡しを行っております」</p> <p>○一定の時間が過ぎ残留生徒に限られてきたと思われる段階で、部長の判断で、残留生徒には備蓄品の食料・水等を与える。そして、残っている生徒を確実に学校で保護していることを、スクリレ・HPで保護者に連絡し、引き取りにいられていない保護者に安心してもらう。</p> <p>○生徒全員の保護者等への引渡しが終了した場合はスクリレ・HPで保護者に連絡する。</p>	<p>○「〇〇〇〇とって私の叔父です」などと回答する。</p>	<p>○身分証明書がない場合は、生徒に確認されるのを待つ。</p> <p>○間違いがなく確実な引渡しに協力する。</p>
----------------------------	---	---------------------------------	--

※ BからCへの合図は、ハンドサインも考えられるが、Cは生徒の掌握に集中していて伝わりに

くいことが考えられる。その場合、大きな声を出すよりも、ハンドマイク等で冷静な声かけをした方が良い。

2 避難所運営支援

(1) 避難所開設までの流れ

- ① 区対策本部長（区長）は一次避難所開設の必要性があると認めたときは、施設の被害状況及び災害の規模を踏まえ、一部もしくは全ての避難所開設を指示する。
- ② 発災後、一次避難所施設を所管する災対教育部（教育委員会事務局）は、所管施設の安全確認及びその周辺の被災状況等の確認を行い、災対区民生活部（区民生活部）に報告する必要がある。そこで、学校災害対策本部は情報・連絡班に集約された情報を基に「学校通信票兼災対本部報告書（様式7）」をFAX送信する。もし、通信障害があったり通信状況が安定していなかったりして、FAX送信が困難なときはMCA無線により報告する。
- ③ 災対区民生活部長は、上記の報告に基づき、開設する避難所を決定する。
- ④ 災対区民生活部は、速やかに避難所職員を選定・配置し、一次避難所を開設した後、避難所運営委員会で定める、避難所運営マニュアルに則り避難者による運営の支援を行う。また、同時に、学校長または教職員との連絡体制を構築する。
- ⑤ 一次避難所配置職員は、一次避難所の開設状況を災対区民生活部に報告する。

(2) 一次避難所の運営の支援

避難所の運営にあたっては、「避難者自らが協力し合い自主的な運営を行う」ことが原則であるが、初動においては、区の職員や避難者だけではできないことも多いため、教職員が支援を行う。その際、本校既存の班編制と避難所運営の役割分担を整合させながら支援を行い、避難者の自主運営に移行させ、本校は、本校生徒の安否確認や心のケアに努め、3日後から1週間後を目途に学校再開に向けた活動を行っていく。

なお、避難所開設初期の場合、東日本大震災のときの各避難所の教訓から、「避難所に入るときに必ず受付をすること」があげられている。パニック状態であっても、受付をして入所させた避難所は、その後の被災者に関する問い合わせ、物資の量の回答、住区割当作成、日誌の記入などすべての場合に受付名簿が有効活用された。

逆に、受付名簿に書かせず、まずは入所させてしまった避難所では、その後、受付名簿を作成しようとしても被災者が移動していたり、続々と入所してきているため、入所者数・入所世帯数・入所者の住所等を把握することができず、避難所を回って家族を探している方への回答ができなかったり、住区割当作成・災害対策本部への報告・必要物資の要請等、あらゆることに支障をきたすことになった。

これらのことから、避難所開設支援の初期対応として以下の3点が重要と考える。

- ① 確実に受付をしてから入所してもらう。
- ② 使用箇所・立入禁止区域・避難行動要支援者使用教室の表示をしておく。
- ③ 冬季の場合は毛布、避難行動要支援者用の畳・マット・車いすなどを用意しておく。

(3) 避難所運営の役割分担と本校既存の班編制の整合

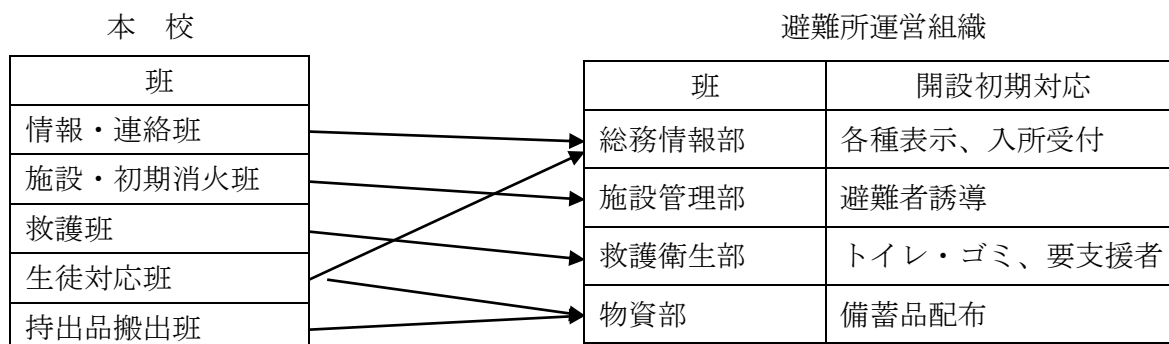
① 区が示す「避難所運営委員会の役割分担（例）」

役割分担	主な活動内容	担当者氏名記載欄
学校災害対策本部	・教職員の役割分担を生徒の安全・安心確保から学校避	正：校長

	難所開設に向けて再編成	副：副校長 班員
総務・情報担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>立入禁止区域の設定・表示</u> ・ <u>避難者受入場所の開放・表示</u> ・ 避難所支援班の全体調整 ・ <u>情報の収集と伝達</u> ・ 区・教育委員会との連絡調整 ・ 避難所運営委員会の開催準備・調整 ・ <u>避難者名簿の管理</u> 	班長 班長代理 班員
避難所担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難者の誘導・整理・避難者の部屋割調整</u> ・ 立入禁止区域の設定 ・ 避難所生活の基本ルールの作成、防火・防犯等の見回り 	班長 班長代理 班員
救護・衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所の設置と活動支援 ・ 負傷者の搬送と救護 ・ <u>避難所内の災害弱者への支援</u> ・ <u>トイレ・ゴミ集積所の確保・衛生管理</u> 	班長 班長代理 班員
給食・物資担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活物資の管理・配給に関すること。</u> 	班長 班長代理 班員

※ 表中のアンダーライン箇所は、避難所開設と同時にすぐに着手しなければならない、緊急性・重要性が高く、かつ、避難者や区の職員だけでは対応が困難な活動内容

② 本校既存の班編制との整合



(4) 避難所開設時の初期対応

① 平日の日中の場合

平日の日中は地域住民が少ないことと教職員がすでに避難所である学校にいることから、開設準備にあたって学校は最大限の努力をすることとなる。

ただし、生徒が在籍しており、多くの生徒が精神的に不安定な状況であり、生徒の安全確保・情緒の安定を図ること、保護者への確実な引渡し为本務であることから、保護者への引渡し業務の進捗状況に応じて、避難所開設支援の初期対応に移行していくこととする。

② 休日・夜間の場合

教職員の参集体制は組んであるものの、教職員自体も自宅で被災していることと、交通機関が混乱していることから、地域住民より先に避難所に参集することは困難である。

したがって、避難所開設支援の初期対応は地域住民で行うこととなり、参集した教職員が応援をすることとなる。

学校通信票兼災对本部報告書

様式 7

優先情報	あり ・ なし		
呼出番号	校（園）名	小・中・幼	
報告回数	第 報		
報告日時	月	日	時 分
報告者 <small>（「その他」の場合は具体的に記入）</small>	校（園）長 ・ 副校（園）長 その他（ ）		
①重傷	人	②軽傷	人
③内容 （具体的な内容を記入） （重傷人の状況は人数分記載する）			
避難状況	④避難場所 1. 校庭 2. その他（具体的に記入： ）		
	⑤当日登校児童（生徒・園児）数	人	
	⑥校内残留児童（生徒・園児）数	人	
	⑦当日出勤教職員数（シルバー・給食室の調理員・学童等の職員は除く）	人	
	⑧校内残留教職員数（非常勤、臨時職員、校外学習の引率も含む。シルバー・給食室の調理員・学童等の職員は除く。）	人	
校外学習	⑨校外学習の実施（あり ・ なし）		
	⑩参加している学年（ ）年	⑪児童（生徒・園児）と職員の合計数（ ）人	
	⑫行先	1. 下田臨海学園 2. 下田移動教室 3. 清里移動教室 4. その他（校外学習・遠足・社会科見学・修学旅行）→具体的な行き先（ ）	
	⑬児童（生徒・園児）と職員の安否 確認（済 ・ 未）		
	⑭具体的：（複数学年の場合それぞれの状況を記入）		
施設被害	⑮建物損壊状況 1. 倒壊 2. 損壊（壁崩落等） 3. 発生なし		
	⑯内容（被害を受けた階等も記入）		
⑰学校内の火災 （あり ・ なし）		⑱火災の内容	
屋上確認 （学校周辺）	⑲東 1. 炎あり（学校に近い） 2. 炎あり（学校から遠い） 3. 煙あり（学校に近い） 4. 煙あり（学校から遠い） 5. 異常なし		
	⑳西 1. 炎あり（学校に近い） 2. 炎あり（学校から遠い） 3. 煙あり（学校に近い） 4. 煙あり（学校から遠い） 5. 異常なし		
	㉑南 1. 炎あり（学校に近い） 2. 炎あり（学校から遠い） 3. 煙あり（学校に近い） 4. 煙あり（学校から遠い） 5. 異常なし		
	㉒北 1. 炎あり（学校に近い） 2. 炎あり（学校から遠い） 3. 煙あり（学校に近い） 4. 煙あり（学校から遠い） 5. 異常なし		
	㉓学校周辺の状況（道路状況等、一日小は学校裏の崖の状況も）		

※事務局処理欄

優先情報の有無（あり ・ なし）

下記のうちどれか。該当箇所に○をつける。

重傷者・火災（校内）・火災（学校周辺）

施設被害 ・ その他

（ ）

(5) 生徒の安全確保から避難所開設支援の初期対応までの流れ

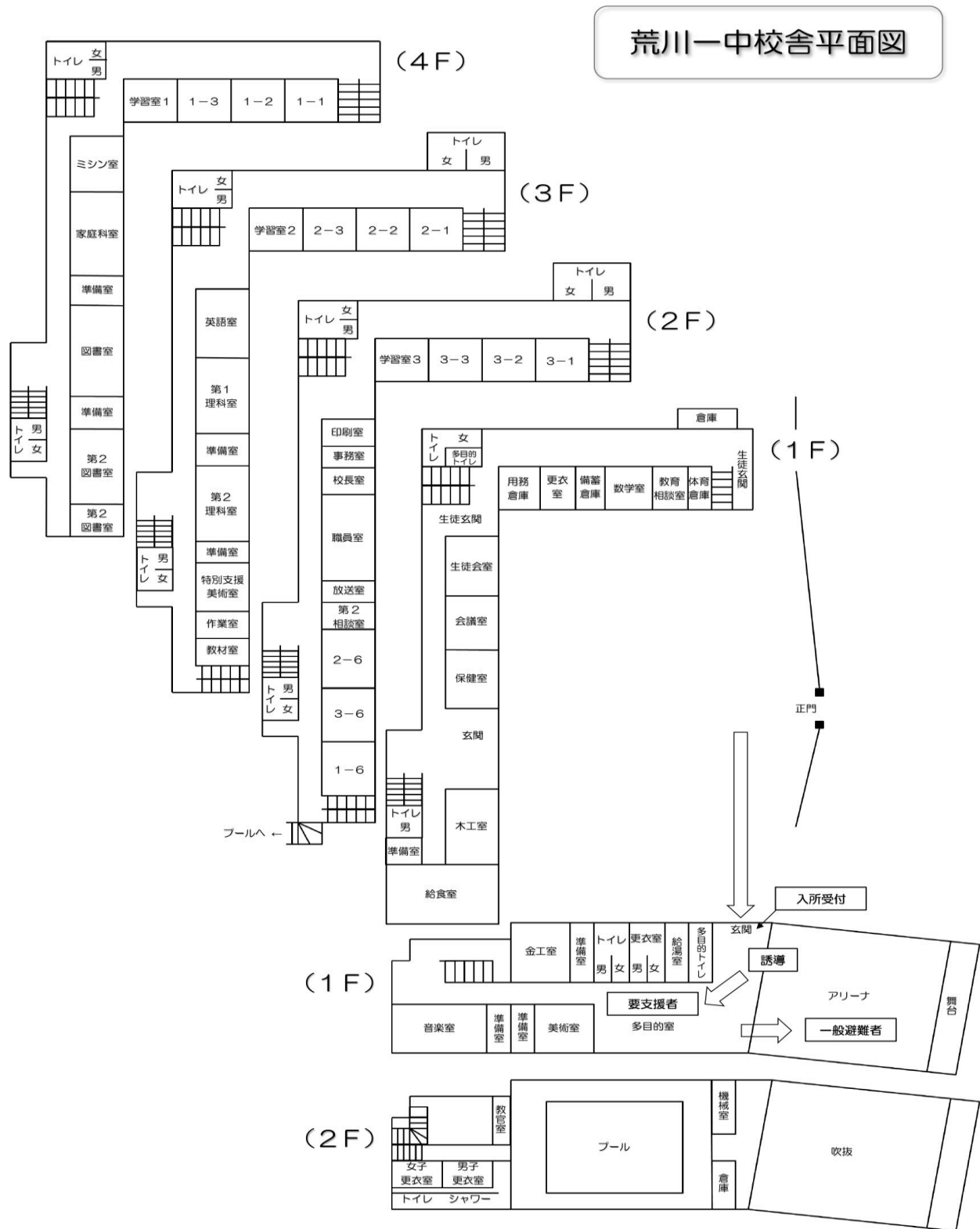
時間の目安	区の動き・生徒の安全確保	避難所開設準備支援
発災並びに第一次行動		
1 時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ●区災害対策本部が立ち上がる。 ○学校災害対策本部が立ち上がる。 ○学校は、生徒を引渡し場所に集合させるとともに、保護者へ情報発信をする。 	
1～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が随時来校し、生徒の引渡しを行う。 ●災対教育部からの報告を基に災対区民生活部が開設する避難所を決定する。 	
3～4 時間後	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡しされていない生徒が、一学年一教室に集合させられる状況になっていれば、避難所開設支援の初期対応に順次移行していく。 ●一次避難所配置職員が学校に配置される。 	
5 時間後～	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡しされていない生徒は、すでに一学年一教室以下になっていると予想され、避難所開設支援の初期対応の支援をしていく。 ○引渡しされていない生徒数の減少とともに、最終的に全学年を 3－3 に集めていく。 ○本部長の判断で、一定の段階でスクリレ・HP により、学校の状況を保護者に連絡するとともに、引き取りに來られていない保護者が安心するよう、生徒を学校で保護している旨を伝える。 ○必要に応じて、残留している生徒に毛布・食料・水などを提供する。また、必ず 1 名の教員は同室にいる。 	<p><早ければ 3～4 時間後から></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務・情報担当に移行した教職員 <ul style="list-style-type: none"> ・入室禁止区域表示 給食室・事務室・保健室・校長室・職員室・家庭科室・第 1 理科室・第 2 理科室（表示はしなくても準備室も施錠しておく） ・入所部屋表示 一般避難者：体育館 （収容人数や入所部屋の分離などの諸事情で施設長より他教室の使用依頼があった場合は校長が判断する） 避難行動要支援者：多目的室・美術室・金工室 ・入所受付準備 生徒玄関に長机に受付名簿・筆記用具を置いておく。 受付名簿 1 つに一人の職員がつけるよう、名簿や長机の数量を調整する。 ○避難所担当に移行した教職員

		<ul style="list-style-type: none"> ・入所受付場所に誘導担当として配置につく。 ○救護・衛生担当に移行した教職員 <ul style="list-style-type: none"> ・区では、要介護4から5に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳1・2級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者を非難行動要支援者と定義している。ただし、入所受付で判断することはできないため、歩行が困難な入所者に多目的室等があることを案内し誘導する。その他、申し出があった場合は多目的室等に案内する。受付をしていれば、入所後どこの部屋に移動しても名簿修正をすれば掌握は可能である。 ○給食・物資担当に移行した教職員 <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫の中を確認し、時間帯・気象状況等を考慮して、必要と思われる物資がすぐに取り出せるよう準備しておく。 ○●入所者の状況に応じて、体育館から多目的室等に案内したり、必要物資を提供したりする。
<p>避難所開設支援の初期対応の支援を行い、避難者による自主的な運営に移行していく</p>		

○：学校職員が対応すること

●：区職員・避難者が対応すること

(6) 校舎平面図及び避難者入所時の配置図



(7) 備蓄品一覧 (一次避難所はミニ備蓄倉庫となっている)

品名	数量	備考	品名	数量	備考
アルファ化米	3, 100食	保存年限5年	日常医薬品セット	1セット	
おかゆ(アルファ化米)	200食	保存年限5年	給水タンク	3セット	
クリームサンドビスケット	2, 340食	保存年限5年	飲料ポリタンク	78個	
レトルトパン	250食	保存年限7月	給水袋	1, 500枚	
ライスクッキー	40食	保存年限5年	発電機	2台	
ゼリー飲料	160食	保存年限5年	発電機燃料	18本	
粉ミルク	40パック	保存年限1年	LPガスコンロ	2台	
ペットボトル(500ml)	1, 200本	保存年限7年	災害用トイレ	6台	
ペットボトル(1, 5l)	160本	保存年限5年	マンホールオープナー	1本	
哺乳びん	50本		パーテーション	20枚	
哺乳びん用乳首	35個		簡易ベッド	14台	
哺乳びん消毒剤	1セット		担架	1台	
携帯トイレ	10, 000回		投光器	4台	
トイレトーパー	800個		ラジオ付懐中電灯	3台	
清拭剤	50本		LEDランタン	50台	
	150枚		車椅子	1台	
ウェットティッシュ	300個		折り畳みリヤカー	2台	
毛布	700枚		スコップ	5本	
しきもの	1, 000枚		バール	5本	
紙おむつ(大人)	200枚		手斧	5本	
紙おむつ(子供)	798枚		ヘルメット	7個	
生理用品	860枚		バケツ	5個	
乾電池単1	150本		小型テント	4台	
無事ですシール	1セット		スタンドパイプ	6セット	
マスク	1, 500枚		プ給水セット	2台	
避難場所開設セット	1セット		汚水用水中ポンプ	1台	
ガーゼ	30個		避難所用小物一式	1セット	

(8) 近隣の備蓄倉庫

名称	所在地	備考
峡田ふれあい館	荒川3-3-10	
ゆいの森	荒川2-50-1	妊産婦、乳幼児用品中心

(9) 二次避難所

① 概要

妊産婦、乳児、要介護1から3までの高齢者、3級から7級までの身体障がい者の方のうち一次避難所での生活が困難な方を対象とした避難所で、一次避難所が開設されたあとに、適宜、ひろば館・ふれあい館等が二次避難所として開設される。

② 近隣の二次避難所

名称	所在地	備考
峡田ふれあい館	荒川3-3-10	
ゆいの森	荒川2-50-1	妊産婦、乳幼児向け

3 教育活動の再開に向けた取組

(1) 生徒の安否確認

スクリレ、HP、電話連絡、家庭訪問、避難所訪問、災害伝言ダイヤル等、あらゆる手段を

活用して生徒及びその家族の安否情報を収集する。また、連絡が取れた生徒及び保護者等から他の生徒及び保護者の情報を収集することも考えられる。

確認できた以下の情報は、一覧にしておく。

- ① 本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）
- ② 住居の被害状況（全壊・半壊）
- ③ 避難場所
- ④ 今後の連絡方法
- ⑤ 登校の可否
- ⑥ 学用品や教科書の状況

(2) 教職員の安否確認

(1) と同様に情報収集する。

(3) 施設・設備等の状況確認

「施設・初期消火班」複数人により、自らの安全を確保しながら行う。

① 校舎・校庭の確認

ア 外観の確認

- ・校舎外壁のひび割れや外壁材のはく離、窓ガラスの破損や落下、建物のゆがみ等
- ・校庭の地割れ、液状化現象、水漏れ等

イ 校舎内の点検

- ・設備・機器の転倒状況、脱落している天井、はく離した壁面、落下している照明器具等
- ・ピアノ・書棚などの重量物の安定状況
- ・理科室の薬品、家庭科室の包丁などの保管状況

② ライフラインの確認

ア ガス

- ・供給状況とガス漏れ等

イ 電気

- ・供給状況と水に浸かった電気器具、切れた電線等

ウ 水道

- ・供給状況と漏水等

【各種設備等が故障したときの連絡先一覧】

区分	連絡先		電話番号
ガス	東京ガス株式会社	お客様センター	0570-002211 携帯からは 03-3344-9100
		ガス漏れ通報電話	0570-002299 携帯からは 03-6735-8899
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社		0120-995-002
水道	東京水道局（荒川営業所）		03-5850-1595
エレベーター	コムテック株式会社		0120-671-299
電話	NTT東日本（電話サービスの故障相談）		113
インターネット	株式会社 内田洋行		0120-550-776

③ 通学路、学校近隣等の安全確認

通学路や学校近隣等における家屋の倒壊状況、がけ崩れ、屏の倒壊状況、電線の切断状況、火災の発生状況や地割れ、液状化現象、ガス漏れ、有毒ガスの発生等、生徒が登校することを想定して確認する。

(4) 教育委員会との連携

生徒の安否確認、教職員の安否確認、施設・設備等の状況確認、通学路、学校近隣等の安全確認をした上で、「学校通信票兼災対本部報告書（様式7）」により災対教育部へ報告を行う。

- ① 校舎等の被害に対する応急措置
- ② 校舎等の危険度判定調査

- ③ ライフラインの復旧
- ④ 仮設トイレの確保
- ⑤ 仮設教室の建設等、教室の確保
- ⑥ 避難した生徒等の就学手続
- ⑦ 学用品・教科書等、救援物資の受入れ・確保

(5) 状況集約

- ① 勤務可能な教職員数
- ② 登校可能な生徒数
- ③ 使用可能な教室数
- ④ ライフラインの復旧状況
- ⑤ トイレの確保
- ⑥ P T A・地域の学校への支援状況

(6) 仮登校（家庭訪問）開始

- ① スクリレ、HP、災害伝言ダイヤル等で学校の状況を知らせるとともに、仮登校開始について情報発信する。
- ② 学習機会の保障よりも生徒の健康・メンタルヘルスに注視し、睡眠・食事・排便・頭痛などの体調面、不安・イライラ・攻撃性・引きこもり・うつ状態・孤立性・P T S Dなどの心理面についてカウンセリングを行い、健康の保持・増進、心のケアを中心に教育を再開する。
なお、カウンセリングを行う際は「必ず元の状態に戻ることを伝え安心させること」を基本とするが、中には自分の家が倒壊あるいは焼失していたり家族を失ったりしている生徒もいることも踏まえ「励ますつもりが、結果的に生徒自身が自分を責める」ことにならないよう配慮する。

(7) 教育活動再開

教育委員会と連携して不足物資の支援を受けたり、P T A・地域の見守り等への協力を得たりし、使用可能な施設や出勤できる教職員、登校できる生徒に応じて、可能な範囲の応急教育を実施する。その際、特に、生徒の健康・心のケアについては引き続き重視していく。

また、教室の不足や教科書・文房具などの不足も想定されるため、教室が不足する場合は分散登校計画を立てて対応したり、教科書・文房具の不足する場合には学校にある者を貸与したり生徒同士が寄り添って不足分を共有しながら学習する体制を取ったりする。